

町田市景観づくり市民推進員募集要項

町田市景観づくり市民推進員（以下「推進員」という。）は、町田市景観条例第39条に基づいて登録するもので、公募により15名程度の推進員を登録する。

1 応募資格

下記、（１）から（６）の条件を満たしている者。

- （１）市内在住であること。
- （２）年齢が募集締切日の時点で満18歳以上であること。
- （３）町田市の職員、町田市議会議員でないこと。
- （４）本市の景観づくりに関する考え方や方針を理解していること。
- （５）本市の良好な景観づくりに関する活動を、市民の立場で自ら実践する意欲があり、推進員同志で協力し合い活動に取り組めること
- （６）景観づくりに関わる活動に継続的に参加できること

2 応募方法

下記の必要事項を記入した「申込書（様式1）」を、応募締切日までに、地区街づくり課街づくり景観係へメール、郵送、持参のいずれかにより提出してください。

- （１）氏名
- （２）性別
- （３）生年月日、年齢
- （４）住所
- （５）連絡先（電話番号、メールアドレス）
- （６）職業（職歴）
- （７）応募動機
- （８）これまでに取り組んできた景観づくりに関わる活動（ある場合）
- （９）推進員として取り組みたいこと

3 応募締切日

2025年2月14日（金）午後5時まで

※郵送の場合は、当日消印有効

4 応募書類提出先（郵送先）

町田市都市づくり部地区街づくり課

メールアドレス：mcity6250@city.machida.tokyo.jp

〒194－8520 町田市森野二丁目2番22号

（町田市庁舎8階804窓口）

※持参される場合は、平日の午前8時30分～12時、午後1時～5時の間をお願いします。（土曜日、日曜日は閉庁日です。）

5 登録方法

応募資格を満たしていることを確認した上で、登録を行います。ただし、応募者が15名を大きく超える場合には、抽選により登録者を決定します。

登録の可否は、**2025年3月14日（金）**までに書面で通知します。

6 身分等その他

- （1）任期は、3年間（2025年4月1日から2028年3月31日まで）とします。
- （2）再任を可能とします。
- （3）報酬・謝礼等の支給はありません。
- （4）登録者が15名に満たない場合、再度の公募を行う場合があります。
- （5）事情により継続的に活動に参加できなくなった場合などは、任期途中で登録を取り消すことも可能です。

町田市都市づくり部地区街づくり課

〒194－8520 町田市森野二丁目2番22号

電話（直通）042－724－4267